

税務キャッチ・アップ

相続税関係

配偶者短期居住権と配偶者居住権

1 はじめに

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立した。

今回の相続法の見直しには、社会の高齢化の進展に伴い、相続開始時において高齢化している配偶者を保護する必要性から、配偶者の居住の権利を保護するための方策が盛り込まれた。

そこで本稿では、相続法の見直しのなかでも相続税への影響が大きいと考えられることから、配偶者の居住権保護のための方策として、配偶者短期居住権及び配偶者居住権について解説する。

2 居住権の概要

配偶者の居住権保護のための方策は、大別すると、遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限りこれを保護する(1)配偶者短期居住権と、ある程度長期間その居住建物を使用することができるようにするための(2)配偶者居住権とに分かれている。

(1) 配偶者短期居住権（新民法1037条）

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、①②の区分に応じた期間、居住建物が無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を取得する。

① 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合

遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの期間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの期間。

② ①以外の場合

配偶者が居住建物の所有権を取得した者から配偶者短期居住権の消滅の申入れを受けた日から6か月を経過するまでの期間。

(2) 配偶者居住権（新民法1028、1030条）

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認める法定の権利（配偶者居住権）が創設され、配偶者は遺産分割等によりこの権利を取得することが可能となる。

3 導入に伴うメリット

(1) 配偶者短期居住権

現行においては、配偶者が相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として被相続人と配偶者との間で使用貸借契約が成立していたと推認されていたが、配偶者の保護に欠ける場合もあった。そこで、配偶者短期居住権を導入することにより、被相続人が居住用建物を配偶者以外の者に遺贈した場合等であっても、配偶者の居住を保護することが可能となった。

(2) 配偶者居住権

遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることが可能とな

った。これは、法定相続分に応じて遺産分割をした場合に、配偶者が価額の高い居住用建物を取得すると配偶者の法定相続分の大部分を占めてしまい、配偶者がその後の生活資金としての現預金を取得できないという問題があった。そこで、居住用建物より低い価額の配偶者居住権を配偶者が取得することにより、配偶者が自宅での居住を継続しながら、老後の生活資金を取得することが可能となった。

4 施行日

配偶者の居住の権利に関する改正法の施行日は、2020年4月1日とされている。

5 おわりに

配偶者短期居住権及び配偶者居住権の新設は、相続開始後も配偶者が住み慣れた住環境で生活を継続していくことに大きく貢献すると思われる。

しかしながら、課税関係についてはまだ不明確な部分が多い。たとえば、①配偶者居住権の税務上評価額は、簡易な評価方法として建物敷地の現在価値から負担付所有権の価値を控除した金額とされているが、具体的にどう算定するのか、②配偶者居住権が消滅した際の課税関係がどうなるのか等である。このような税務上の取扱いについては今後の税制改正で対応されることとなると思われるので、今後の動向について注視したい。

（右山研究グループ）
税理士 中野 徹也